

# 独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う 大学機関別認証評価について（報告）

- 大学機関別認証評価実施大綱（案）及び  
大学評価基準（機関別認証評価）（案） -

平成16年2月  
大学評価準備委員会

大学評価・学位授与機構では、平成15年11月に、大学評価準備委員会を設置し、同年8月15日にとりまとめられた「大学評価事業の今後の在り方に関する検討会議」の中間まとめを踏まえ、独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する、学校教育法第69条の3第2項の規定に基づく、大学の機関別認証評価の評価方法及び評価基準について、検討を行ってきた。

検討に当たっては、委員会の下にワーキンググループを設置し、「評価の目的」、「評価の基本的方針」、「評価の実施体制」、「評価の実施方法」など大学機関別認証評価の基本的な内容、及び、大学評価基準の具体的な内容等について議論を重ねてきた。このたび、その結果を大学機関別認証評価実施大綱（案）（別添1）及び大学評価基準（機関別認証評価）（案）（別添2）として取りまとめたところである。

本委員会で取りまとめられた大綱（案）及び大学評価基準（案）については、社会に公開し、大学関係者等から幅広く意見を求め、今後設置される予定の大学機関別認証評価委員会（仮称）において、これらの意見を踏まえつつ、さらに検討が行われ、最終的に決定されるものと思われるが、本評価が、大学関係者の英知により、開放的で進化する大学評価システムとして、大学の教育研究水準の維持・向上及び個性的で多様な発展に真に資するものとなることを期待したい。

# 大学機関別認証評価実施大綱（案）

平成16年2月

大学評価準備委員会

## はじめに

本大綱は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という）が実施する、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という）について、その基本的な内容等を示したものです。

国公立大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、政令で定める期間（7年以内）ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務づけられています。（学校教育法第69条の3）

各大学は、複数の認証評価機関の中から、評価を受ける機関を選択することとなりますが、本機構においても、国公立大学に対して、学校教育法に定められた評価を受ける機会を十分に保障し、その教育研究水準の向上に資することを目的として、独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第1項の業務規定に基づき、大学機関別認証評価を実施するものです。

本大綱には、大学機関別認証評価における基本的方針及び評価の実施に関する基本的な内容について記載しています。評価は、本大綱、及び本大綱に基づいて定められた「大学評価基準」の規定に基づいて実施いたします。この他に、評価の詳細な手順等を示すものとして、各大学が行う自己評価に当たっての実施要項（「自己評価実施要項」）や機構の評価担当者が評価に当たって用いる手引書（「評価実施手引書」）等を作成することとしています。

機構の行う評価は「大学等の教育研究水準の向上に資する」ことを目的として行うものです。

本評価の実施にあたっては、このことに配慮し、評価の経験を活かすとともに、評価を行った大学の意見を踏まえた上で、常に、よりよい大学評価のシステムを求め、開放的で進化する大学評価となるよう努めてまいります。

# 目 次

はじめに . . . . .

評価の目的 . . . . .	1
評価の基本的な方針 . . . . .	1
評価の実施体制 . . . . .	2
評価の実施方法等 . . . . .	3
評価のスケジュール . . . . .	5
評価の結果と公表 . . . . .	6
情報公開 . . . . .	6
評価費用の徴収 . . . . .	6
評価の時期 . . . . .	6
追評価 . . . . .	7
変更の届け出 . . . . .	7

## 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という）が、国・公・私立大学からの求めに応じて行う大学の教育研究等の総合的状况に関する評価（以下「機関別認証評価」という）は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施します。

機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること

評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること

大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと

## 評価の基本的な方針

上記の評価の目的を踏まえ、以下のような基本的な方針に基づいて評価を実施します。

### (1) 大学評価基準に基づく評価

この評価においては、機構の設定する大学評価基準に基づき、各大学の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を行います。

### (2) 教育活動の状況を中心とした評価

この評価においては、全ての国・公・私立大学が利用しうるものであることや、評価の国際的動向等を勘案し、教育活動の状況を中心として大学の総合的な状況を評価します。

なお、大学の希望に応じて、正規課程以外の教育サービスの状況や研究目的の達成状況についても、評価を実施します。

### (3) 各大学の個性の伸長に資する評価

この評価は、大学評価基準に基づいて行われますが、その判断に当たっては、大学の個性や特色が十二分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して各大学が有する「目的」を踏まえて行います。このため、基準の設定においても、各大学の目的を踏まえた評価が行えるような配慮をしています。ここでいう「目的」とは、大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等をいいます。

#### (4) 自己評価に基づく評価

評価は、教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた大学の主体的な取組を支援・促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、機構の示す評価の枠組みに基づき、大学が自ら評価を行うことが重要です。

評価は、大学が行う自己評価の結果(大学の自己評価で根拠として提出された資料・データを含みます。)を分析し、その結果を踏まえて行います。

なお、機構では、機構の評価を希望する大学の自己評価担当者に対し、機構の行う機関別認証評価の仕組み、方法や自己評価書の記載などについて説明を行うなど、評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施します。

#### (5) ピア・レビューを中心とした評価

大学の教育研究活動等を適切に評価するため、大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動に関し識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を行います。

#### (6) 透明性の高い開かれた評価

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価を目指し、評価の経験や評価を行った大学の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

### 評価の実施体制等

#### (1) 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会(仮称)(以下「評価委員会」という)の下に、具体的な評価を行うため、評価実施校の状況に応じた評価チームを編成します。

評価チームには、各大学の教育分野やその状況が多様であることなどを勘案し、評価実施校の学部等の状況に応じた各分野の専門家等を配置します。

ただし、評価実施校に関係する評価担当者は、当該評価チームには配置しません。

評価委員会の委員を含めた評価担当者は、国・公・私立大学等の関係団体、学協会及び経済団体をはじめ広く推薦を求め、その中から機構の運営委員会等の議を経て決定します。

#### (2) 評価担当者に対する研修

機構が行う評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このため、評価担当者が共通理解のもとで公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。

機構においては、このように十分な研修を受けた評価担当者が評価を行います。

## 評価の実施方法等

### (1) 大学評価基準の内容

大学評価基準は、大学の教育活動等を多面的に評価するために、複数の基準で構成されています。大学評価基準は、教育を中心とした基準で構成されており、評価事項ごとに、機構として、各大学において満たすことが必要と考える内容が規定されています。

大学評価基準には、全ての大学を対象とする評価事項の他、大学の希望に応じて評価を実施する評価事項を設けています。具体的には、「正規課程以外の教育サービスの状況」及び「研究目的の達成状況」について、選択的評価事項としています。

選択的評価事項のうち、「研究目的の達成状況」についての評価は、機構における評価体制が整備された段階から実施することとします。

基準の多くが、内容をいくつかに分けて規定されています。また、各基準ごとに、その内容に即して教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。

なお、大学の目的に即して、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定することができます。

### (2) 評価プロセスの概要

評価は、概ね以下のようなプロセスにより実施されます。

#### 大学における自己評価

各大学は、別に定める「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成します。自己評価は、基準ごとに、その内容及び基本的な観点にしたがって、大学全体として、また、必要に応じて学部・研究科等ごとに、大学の教育活動等の状況を分析し、記述します。各大学には、原則として、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析、整理することが求められます。

なお、各基準に関し、基本的な観点に加えて、大学の目的に即して、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定した上で、その観点についての状況を分析し、記述することができます。

また、各大学の優れた点、改善すべき点などを評価し、記述します。

#### 機構における評価

- ( ) 基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判定を行い、理由を明らかにします。また、必要に応じて学部・研究科等ごとに分析、整理します。

なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらに即して基本的な観点が設定されていますが、基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、「基本的な観点」の分析の状況及び大学が独自に設定した観点を分析の状況を総合して、各評価事項における基準全体を単位として行うものです。

- ( ) 基準を満たしているが改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨の指摘を行います。

( ) 大学全体として、全ての基準（選択的評価事項を除く。）を満たしている場合に、機関としての大学が当機構の大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表します。また、一つでも満たしていない基準があれば、大学全体として大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。

なお、選択的評価事項においては、他の基準とは異なり、満たしているかどうかの評価ではなく、評価事項に関して各大学が有する目的の達成状況等について、基準に照らして評価します。

### (3) 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める自己評価実施要項に基づき、各大学が作成する自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データを含みます。）の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施します。訪問調査は、別に定める訪問調査実施要項に基づき、書面調査では確認できない事項等を中心に調査を実施します。

### (4) 意見の申立て

評価においては、評価の結果が大学における教育活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、当該結果の正確性を確保し、確定する必要があります。

このため、評価結果を確定する前に、評価結果を対象大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。

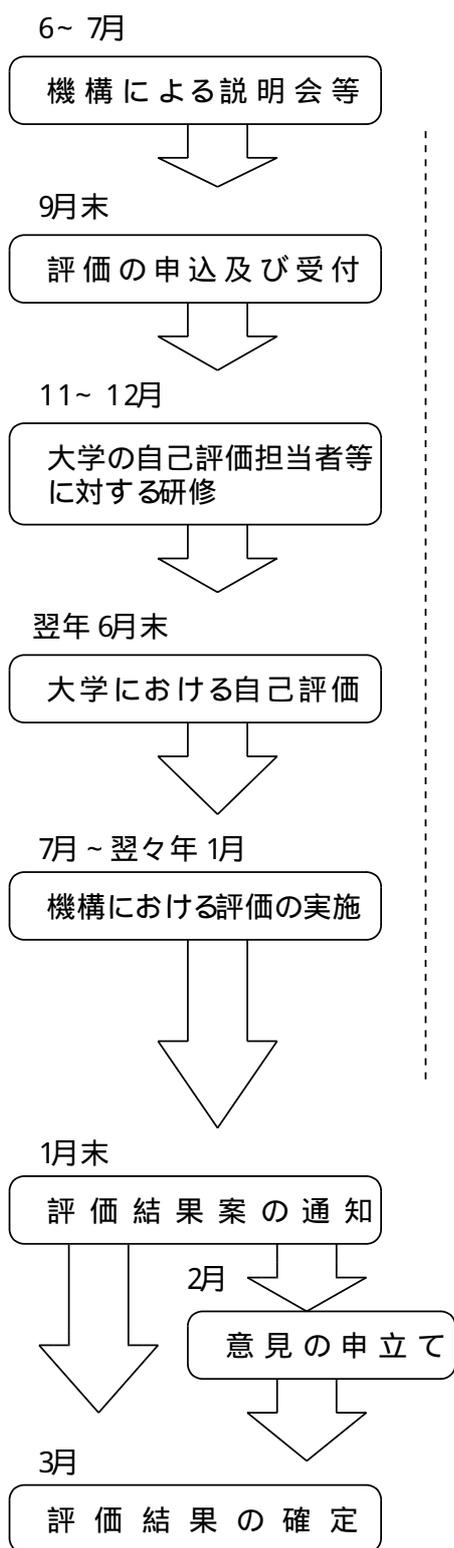
基準を満たしていないとの判定に対する意見申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に申立て審査会（仮称）を設け、審議を行った上で、評価委員会において最終的な決定を行います。

### (5) 大学評価基準等の変更手続き

機構は、評価を受けた大学や評価担当者、その他関係者の意見を踏まえ、適宜基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努めます。

大学評価基準や評価方法その他評価に必要な事項を変更する場合には、事前に関係者に対し、意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評価委員会において審議し、決定することとします。

## 評価のスケジュール



評  
価  
担  
当  
者  
に  
対  
す  
る  
研  
修

機関別認証評価の仕組み,方法などを説明します。

大学から評価の申込みを受付けます。

大学の自己評価担当者等に対して,自己評価書の記載などについて説明を行うなどの研修を実施します。

大学は,機構の示す要項に基づき自己評価を行い,機構に自己評価書を提出します。

機構では,十分な研修を受けた評価担当者により構成される評価チームにおいて,大学から提出された自己評価書の書面調査及び訪問調査を通じて評価を行い,評価結果案を作成します。

評価結果案は,大学機関別認証評価委員会において,評価結果として取りまとめられます。

機構は,評価結果を確定する前に対象大学に通知します。

対象大学は,機構から通知された評価結果に対して意見があれば申立てを行います。

機構は,評価結果に対する意見の申立てがあった場合には,大学機関別認証評価委員会において再度審議を行った上で,最終的な評価結果を確定します。

確定した評価結果は,評価報告書としてまとめた上,大学及びその設置者へ提供するとともに,広く社会に公表します。

## 評価の結果と公表

- (1) 評価の結果は、評価報告書により公表します。
- (2) 評価報告書は、対象大学ごとに、対象大学及びその設置者に提供します。また、印刷物の刊行及びウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。

## 情報公開

- (1) 機構は、社会と大学の双方に開かれた組織であるとともに、大学評価については、常によりよいシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることから、評価に関して保有する情報は、可能な限り、適切な方法により提供します。
- (2) 機構に対し、評価に関する行政文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(以下、「情報公開法」という)により、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや、法人等に関する情報で開示すると法人等の正当な利益を害する恐れがあるもの等の不開示情報を除き、原則として開示します。  
ただし、大学から提出され、機構が保有することとなった行政文書の公開にあたっては、情報公開法に基づき当該大学と協議します。

## 評価費用の徴収

評価にあたって、大学の規模及び分野に応じた評価手数料を設定し、徴収します。

(イメージ)

基本費用	円
1学部(研究科)当たり	円

## 評価の時期

- (1) 評価は、毎年度1回実施します。
- (2) 評価を希望する大学は、評価を希望する前年の9月末までに、別に定める様式に従って、機構に申請する必要があります。
- (3) 機構において次回の評価を受ける場合には、評価実施年度から5年目以降の年度から申請することとします。(大学評価基準を満たしていないと判断された大学については、この限りではありません。)

## 追評価

大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続に従って、満たしていないと判断された評価事項に限定して追評価を受けることができます。

この評価において当該評価事項に係る基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、大学全体として大学評価基準を満たしているものと認め、その旨公表します。

## 変更の届け出

評価基準を満たした大学が教育課程又は教員組織について大きな変更を行った場合には、別に定めるところに従い、当該変更について機構に届け出るものとします。

別添 2

# 大学評価基準(機関別認証評価)(案)

平成16年2月  
大学評価準備委員会

## 大学評価基準（機関別認証評価）目次

はじめに（大学評価基準の性質）	1
基準1 大学の目的	2
基準2 教育研究組織（実施体制）	4
基準3 教員及び教育支援者	6
基準4 学生の受入	8
基準5 教育内容及び方法	10
学士課程	
大学院課程	
専門職大学院課程	
基準6 教育の成果	14
基準7 学生支援等	16
基準8 施設・設備	18
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	20
基準10 財務	22
基準11 管理運営	24
-----	
（選択的評価事項）	27
基準 正規課程以外の教育サービスの状況	28
（基準 研究目的の達成状況）	30
用語の解説	33

## はじめに(大学評価基準の性質)

この大学評価基準は、大学評価・学位授与機構が学校教育法第69条の3第2項の規定に基づいて実施する、国、公、私立大学に係る機関別認証評価に関するものです。

大学評価基準は、教育活動を中心として、大学の活動の全般にわたる11の基準で構成されており、各基準の表題は、本評価における評価事項となっています。各基準には、大学評価・学位授与機構として、各大学において満たすことが必要と考える内容が記載されており、評価は、この基準を満たしているかどうかの判断を中心として実施します。

また、大学全体として、全ての基準を満たしている場合に、大学全体として、大学評価基準を満たしていると判断されることとなります。各基準を満たしているかどうかの判断は、原則として大学全体を単位として行いますが、基準によっては、学部・研究科等ごとの分析、整理も踏まえた上で、基準を満たしているかどうかの判断を行う必要があるものもあります。

このほか、大学の希望に応じて評価を実施する2つの選択的評価事項を設けており、これらは、各大学がその目的に照らして、自らが重要とみなす場合に、各大学の申請に基づいて評価を行うものです。

選択的評価事項においては、他の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、評価事項に関して各大学が有する目的の達成状況等について、基準に照らして評価することとしています。

(なお、選択的評価事項のうち、研究目的の達成状況については、本機構における評価体制が整備された段階から、評価を実施することとします。)

また、基準を設定した意義・背景等を説明するものとして「趣旨」を設けています。

さらに、各基準ごとに、その内容に即して教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。各大学には、原則として、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析、整理することが求められます。これらについては、基準を満たしているか否かを判断するための重要な要素となりますが、基準を満たしているか否かの判断は、「基本的な観点」の分析の状況、及び、それに加えて、大学がその目的に照らして独自に設定する必要があると考える観点があれば、その観点の分析の状況を総合して、各評価事項における基準全体を単位として行うものです。

## 基準 1 大学の目的

- 1-1．大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2．目的が，大学の構成員に周知されているとともに，社会に公表されていること。

### 趣旨

本評価においては，大学の個性や特色が十分に発揮できるよう，大学に対してその大学の教育研究活動に関する「目的」の明示を求め，その内容を踏まえて評価を行います。この大学の目的とは，大学の使命，教育研究活動を実施する上での基本方針，及び，養成する人材像を含む達成しようとしている基本的な成果等を言います。

各大学は，各大学が持つ設立の理念，歴史，環境条件等を踏まえた上で，その大学の機関としての目的を明確に定めていることが必要です。その内容は，学校教育法に定められた大学一般が果たすべき目的にはずれぬものであってはならないことは当然です。また，目的は，教職員や学生など学内に広く周知されているとともに，社会に対して公表されている必要があります。

このことは，各大学の教育研究活動を実施・発展させるとともに，その成果を適切に評価するためにも不可欠です。

なお，本評価の実施にあたっては，基準の内容に即して，各大学において，その目的を整理することが必要であり，そのことにより，各大学の個性，特徴が評価に反映されます。仮に，各大学の教育活動にあたって，国際連携や社会との連携を目的として重視している場合には，そのことを明示することが必要です。

## 基本的な観点

- 1 - 1 - 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成する人材像を含む達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。
- 1 - 1 - 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から、はずれるものでないか。
- 1 - 1 - 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から、はずれるものでないか。
  
- 1 - 2 - 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。
- 1 - 2 - 目的が、社会に広く公表されているか。

## 基準 2 教育研究組織（実施体制）

---

2-1．大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科，研究科及びその専攻，その他の組織並びに教養教育）の実施体制）が，大学の目的に照らして適切なものであること。

2-2．教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され，機能していること。

### 趣旨

この基準は，各大学の教育研究に係る基本的な組織や，各種委員会等，その他の教育活動を展開する上で必要な実施体制の状況について評価するものです。

大学が，その目的を達成するために教育研究活動を有効に行えるよう学部，学科，研究科，専攻（これらの組織を置かない場合にはこれに代わる組織），別科，専攻科，各種センター）などの基本的な教育研究組織及び教養教育の実施体制が，その大学の目的に基づいた活動を実施する上で有効かつ適切な形で設置あるいは整備されていることが必要です。また，大学全体，及びそれぞれの基本的な教育組織を有効に機能させ，教育を展開していくためには，教授会，教務委員会等）の各種委員会といった組織や，その他の運営体制が適切に整備され，機能していることが必要です。

## 基本的な観点

- 2 - 1 - 学部及びその学科の構成が，学士課程 )における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 2 - 1 - 学部，学科以外の基本的組織 )を置いている場合には，それらが学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 2 - 1 - 教養教育の体制が適切に整備され，機能しているか。
- 2 - 1 - 研究科及びその専攻の構成が，大学院課程 )における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 2 - 1 - 研究科，専攻以外の基本的組織 )を置いている場合には，それらが大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 2 - 1 - 別科，専攻科が設置されている場合には，それが教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 2 - 1 - 全学的なセンター等が設置されている場合には，それが教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
  
- 2 - 2 - 教授会等 )が，教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。
- 2 - 2 - 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が，適切な構成となっているか。また，必要な回数の会議を開催し，実質的な検討が行われているか。

### 基準3 教員及び教育支援者

- 3-1. 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2. 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3. 教員の教育活動を評価し、改善するための体制が整備され、機能していること。
- 3-4. 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-5. 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

#### 趣旨

この基準では、基準1で定められた大学の目的を達成する上で、教員の配置が、適切であるかどうかを評価します。

大学の教育を実施する上で、個々の教員、及び教員組織の果たす役割が重要であるのはいうまでもありません。各大学には、大学設置基準（大学通信教育設置基準を含む）、大学院設置基準、専門職大学院設置基準に定められた要件を具備しつつ、教育の目的を達成するために必要な教員組織編成の基本的な方針に基づいて、質、量の両面において、教育課程を展開するに十分な教員組織を有していることが求められます。また、その前提として、教員の資格や能力を適切に評価し、これを教員組織の編成に反映させる体制が機能していることが求められます。

また、各教員及び教員組織には、教育の目的を達成するための基礎として、必要な研究活動が行われ、その内容、成果を教育内容等に反映させることが求められます。

さらに、大学において編成された教育課程を展開する上では、教員のみならず、事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置され、T A（ティーチング・アシスタント）などの教育補助者の活用が図られていることが必要です。

## 基本的な観点

- 3 - 1 - 教員組織編成のための基本の方針を有しており，それに基づいた教員組織編成がなされているか。
- 3 - 1 - 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。
- 3 - 1 - 学士課程において，必要な専任教員（ ）が確保されているか。
- 3 - 1 - 大学院課程（専門職大学院課程（ ）を除く）において，必要な教育研究指導教員（ ）が確保されているか。
- 3 - 1 - 専門職大学院課程において，必要な専任教員（実務経験教員（ ）を含む）が確保されているか。
- 3 - 1 - 大学の目的に応じて，教員組織の活動をより活発化するための適切な措置（均衡ある年齢及び性別構成への配慮，外国人教員の確保，任期制や公募制など）が講じられているか。
- 3 - 2 - 教員の採用基準や昇格基準などが明確かつ適切に定められ，適切に運用がなされているか。特に，学士課程においては，教育上の指導能力の評価，また大学院課程においては，教育研究上の指導能力の評価が行われているか。
- 3 - 3 - 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され，機能しているか。
- 3 - 3 - 教員の教育活動に関する評価に基づき，その質の向上を図るためのシステムが整備され機能しているか。
- 3 - 4 - 教育の目的を達成するための基礎として，教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。
- 3 - 5 - 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員，技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また，T Aなどの教育補助者の活用が図られているか。

## 基準4 学生の受入

- 4-1. 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表されていること。
- 4-2. アドミッション・ポリシーに沿って適切な入学者選抜が実施され、機能していること。
- 4-3. 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

### 趣旨

この基準では、各大学の学生の受入の状況について評価します。

大学の学生の受入の在り方は、高等学校教育や社会に大きな影響を与えるものであり、公正かつ妥当な方法、適切な体制によって行われることはもちろんですが、その上で、各大学の教育目的にふさわしい資質を持った「求める学生」を適切に見いだす観点に立って実施されることが重要です。

このため、将来の学生及び社会に対して、どのような目的を持って教育活動を行い、また、その教育の目的に沿って、どのような学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのかなどを「アドミッション・ポリシー」として明確に定め、公表されていることが必要です。

その上で、これらの方針に沿った入学者選抜方法が実施され、大学の「求める学生」が適切に見いだされていることが求められます。

なお、大学の教育体制は、学生数に応じて整備されているものであり、教育の効果を担保する観点から、各大学の実入学者数は、入学定員とできるだけ合致していることが求められます。

## 基本的な観点

- 4 - 1 - 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針などが記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。
- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実質的に機能しているか。
- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。
- 4 - 2 - 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。
- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。
- 4 - 3 - 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

## 基準 5 教育内容及び方法

### ( 学士課程 )

- 5-1. 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準，授与される学位名において適切であること。
- 5-2. 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。
- 5-3. 成績評価，単位認定，修了認定が適切であり，有効なものとなっていること。

### ( 大学院課程 )

- 5-4. 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準，授与される学位名において適切であること。
- 5-5. 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。
- 5-6. 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7. 成績評価，単位認定，修了認定が適切であり，有効なものとなっていること。

### ( 専門職大学院課程 )

- 5-8. 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準，授与される学位名において適切であること。
- 5-9. 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10. 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。
- 5-11. 成績評価，単位認定，修了認定が適切であり，有効なものとなっていること。

## 趣旨

教育内容及び方法は，大学教育の質の保証を行う上で，根幹的な部分です。

各大学の教育内容及び方法は，大学設置基準（大学通信教育設置基準を含む），大学院設置基準，専門職大学院設置基準に示された，一般的に大学に求められる内容を満たすものであると同時に，その大学の教育の目的を体現するものである必要があります。

教育課程については，教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準，授与される学位名において適切であることが必要です。また，教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていることが必要です。

さらに，学生が取得する単位や学位は，大学が意図した教育の目的のもとで学生が獲得した知識・技術等に対して，認定・授与され，大学は組織として自らが認定・授与した単位，学位の通用性について保証することが求められています。各大学は，そのような観点から，成績評価や単位認定，修了認定を適切に実施し，学修の成果を有効なものとするこ

とが求められます。

なお、本基準には、学士課程、大学院課程及び専門職大学院課程で、その特性に応じて、それぞれ別の基準が定められています。

(なお、別科を設置している場合には、その課程については、学士課程の基準に準じて評価します。専攻科を設置している場合には、その課程については、大学院課程の基準に準じて評価します。)

## 基本的な観点

### ( 学士課程 )

- 5 - 1 - 教育の目的に照らして、教養教育及び専門教育に関する授業科目が適切に配置され、内容的な体系性が確保されているか。
- 5 - 1 - 教育課程の編成が、授与される学位との関係で適切なものとなっているか。
- 5 - 1 - 授業科目の年次配当などが、適切なものとなっているか。
- 5 - 1 - 教育の目的に照らして、必修科目、選択科目等が適切に設定されているか。
- 5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。
- 5 - 1 - 授業の内容が、全体として研究活動の成果を反映したものとなっているか。
- 5 - 1 - 教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバス ) が作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成方法と評価方法の明示など内容が適切に整備され、活用されているか。
- 5 - 1 - 学生の多様なニーズに対応できる教育課程の編成( 他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換など ) に配慮しているか。
- 5 - 1 - 単位の実質化 ) に配慮がなされているか。
- 5 - 1 - 学問的動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成( インターンシップ ) による単位認定、補充教育体制 ) の整備、編入学への配慮、博士前期課程教育との連携など ) となっているか。
- 5 - 1 - 夜間において授業を開設している場合や昼夜開講制を実施している場合には、これらの課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。
- 5 - 2 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習などの各種授業方法・形態が適切であるか。
- 5 - 2 - 教育内容に応じた適切な授業方法・形態の工夫( 少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業 )、情報機器の活用、T A の活用など ) がなされているか。
- 5 - 2 - 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮などが組織的に行われているか。
- 5 - 2 - 通信教育を開設している場合には、十分な教育効果が得られる授業方法を用いて適切な指導が行われているか。
- 5 - 3 - 成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。
- 5 - 3 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。また、その際、一貫性や厳格性が確保されているか。
- 5 - 3 - 成績評価等の正確性を担保するための措置( 学生からの成績評価に関する申立てなど ) が講じられているか。

( 大学院課程 )

- 5 - 4 - 教育の目的に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。
- 5 - 4 - 教育内容及びその水準が、授与する学位との関係で適切であるか。
- 5 - 4 - 授業の内容が全体として、教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。
- 5 - 4 - 授業の内容が、全体として研究活動の成果を反映したものとなっているか。
- 5 - 4 - 教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成方法と評価方法の明示など内容が適切に整備され、活用されているか。
- 5 - 4 - 単位の実質化に配慮がなされているか。
- 5 - 4 - 夜間において授業を開設している場合や教育方法の特例 ) を実施している場合には、これらの課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。
  
- 5 - 5 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習などの各種授業方法・形態が適切であるか。
- 5 - 5 - 教育内容に応じた適切な授業方法・形態の工夫 ( 少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用など ) がなされているか。
  
- 5 - 6 - 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。
- 5 - 6 - 研究指導に対する適切な取組 ( 複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、T A ・ R A ( リサーチ・アシスタント ) ) としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練など ) が行われているか。
- 5 - 6 - 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。
  
- 5 - 7 - 成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。
- 5 - 7 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。また、その際、一貫性や厳格性が確保されているか。
- 5 - 7 - 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。
- 5 - 7 - 成績評価等の正確性を担保するための措置 ( 学生からの成績評価に関する申立てなど ) が講じられているか。

( 専門職大学院課程 )

- 5 - 8 - 教育の目的に照らして，教育課程が体系的に編成されているか。
- 5 - 8 - 教育課程の編成が，授与する学位との関係で適切なものとなっているか。
- 5 - 8 - 授業の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。
- 5 - 8 - 授業の内容が，全体として研究活動の成果を反映したものとなっているか。
- 5 - 8 - 教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され，事前に行う準備学習，教育方法や内容，達成方法と評価方法の明示など内容が適切に整備され，活用されているか。
- 5 - 8 - 単位の実質化に配慮がなされているか。
  
- 5 - 9 - 教育課程が，当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。
- 5 - 9 - 教育内容の水準が，当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。
  
- 5 - 10 - 教育の目的に照らして，講義，演習，実験，実習などの各種授業方法・形態が適切であるか。
- 5 - 10 - 教育内容に応じた適切な授業方法・形態の工夫（少人数授業，対話・討論型授業，フィールド型授業，情報機器の活用など）がなされているか。
  
- 5 - 11 - 成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され，学生に周知されているか。
- 5 - 11 - 成績評価基準や修了認定基準に従って，成績評価，単位認定，修了認定が適切に実施されているか。また，その際，一貫性や厳格性が確保されているか。
- 5 - 11 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（学生からの成績評価に関する申立てなど）が講じられているか。

## 基準6 教育の成果

---

6-1. 教育の目的において意図している、学生に身につけさせる学力、資質・能力や養成する人材像などに照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

### 趣旨

大学の教育の目的において、教育活動によって学生がどのような知識、技術、態度を身につけ、どのような人材となることを意図しているのかという点は、極めて重要です。大学の教育などに関する各種の取り組みが計画通りに行われ、実績を上げていることは重要ですが、最終的にはこれらの取り組みの成果は学生が享受すべきものであり、大学は学生が享受した、あるいは将来的に享受するであろう教育の成果を、適切な情報をもとに正確に把握しなければなりません。

## 基本的な観点

- 6 - 1 - 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育などの面において、課程に応じて、学生に身につけさせる学力、資質・能力や養成する人材像などについての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。
- 6 - 1 - 各学年や卒業（修了）時などにおいて学生に身につけさせる学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況などの定量的な面あるいは卒業（学位）論文などの内容・水準の面から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
- 6 - 1 - 学生の授業評価結果などから見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。
- 6 - 1 - 教育の目的で意図している養成する人材像などについて、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況などの実績や成果などの定量的な面や修了生の修了後の研究活動の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
- 6 - 1 - 卒業（修了）生や、雇用主に代表される関係者から、卒業（修了）生が在学時に身につけた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。  
また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

## 基準 7 学生支援等

- 7-1．学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また，学生相談・助言体制等の学習支援体制が整備され，機能していること。
- 7-2．学生の自主的学習を支援する環境が整備され，機能していること。また，学生の課外活動に対する支援体制などが整備され，機能していること。
- 7-3．学生の生活や就職などに関する相談・助言，支援体制が整備され，機能していること。
- 7-4．学生の経済面での就学困難を解消するための援助体制が整備され，機能していること。

### 趣旨

学生は，大学で学習をする上で，また生活をする上で，様々な問題に直面します。学生は自らの努力のみですべての問題を解決することは困難であり，大学としての適切な支援が必要です。

学生が抱える問題としては，授業の履修，学習に関する問題，生活，就職に関する問題，ハラスメントなどが考えられ，これらの問題への相談・助言体制などの対応が要求されます。

その一方で，授業外での知識資源へのアクセスを含め，自己学習への施設・設備面での支援や，学習者コミュニティの形成支援，経済的就学困難に関する援助などが考えられ，これらもまた，学生支援として必要な要素です。

また，留学生，職業を有する学生，障害を持つ学生などに対して適切な支援を行っていくことも必要です。

これらの支援を効果的に行うためには，学生支援に関する明確な目的を設定し，質量ともに適切な人員及びな施設，設備を配置し，それらを組織的に機能させることが必要となります。学生の抱える問題や，学習のためのニーズは多種多様です。特別な支援が必要な者（留学生，社会人学生，障害を持つ学生など）のニーズの把握はもちろんのこと，一般の学生のニーズも多様化しているために，学生のニーズを把握する取り組みも必要です。

## 基本的な観点

- 7 - 1 - 授業科目や専門，専攻の選択の際のガイダンスの実施体制が整備され，適切に実施されているか。
- 7 - 1 - 学習相談，助言体制（オフィスアワー）の設定などが整備され，機能しているか。
- 7 - 1 - 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。
- 7 - 1 - 特別な支援が必要な者（留学生，社会人，障害を持つ者など）への学習支援が適切に行われているか。
  
- 7 - 2 - 自主的学習環境（自習室，グループ討論室，情報機器室等）が十分に整備され，効果的に利用されているか。
- 7 - 2 - 学生の課外活動が大学の監督下において行われる場合，当該活動が円滑に行われるように支援の体制が整備され，機能しているか。
  
- 7 - 3 - 学生の健康相談，生活相談，進路相談，各種ハラスメントの相談等のために，必要な相談助言体制（保健センター），学生相談室，就職支援室）の設置などが整備され，機能しているか。
- 7 - 3 - 特別な支援が必要な者（留学生，障害を持つ者など）への生活支援等が適切に行われているか。
- 7 - 3 - 生活支援等）に関する学生のニーズが適切に把握されているか。
  
- 7 - 4 - 学生の経済面の援助体制（奨学金（給付，貸与），授業料免除等）が整備され，機能しているか。

## 基準 8 施設・設備

---

8-1．大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設，設備が整備され，有効に活用されていること。

8-2．大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて，図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

### 趣旨

この基準では，大学の目的及び目的に沿って編成された教育課程の実現に必要とされる施設・設備が，学生，教員，職員等の関係者の利用のために十分に整備され，機能しているかどうかを評価します。

教室，研究室，実験・実習室，演習室，情報処理学習のための施設，語学学習のための施設については，それらが講義等に使用される場合には，使用する学生数，教育内容，教育方法等を検討し，それが必要とされる能力（収容力，性能等）を有し，また有効に活用されていなければなりません。また，学生による学習のために必要な図書等の資料についても系統的に収集され，かつ実用に供していなければなりません。これらは同時に，大学の有する資産として，メンテナンスやセキュリティについても管理されていなければなりません。

## 基本的な観点

- 8 - 1 - 大学において編成された教育課程の実現にふさわしい施設，設備（校地，運動場，教室，研究室，実験・実習室，演習室，情報処理学習のための施設，語学学習のための施設，図書館，その他附属施設等）が整備され，有効に活用されているか。
- 8 - 1 - 教育内容，方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され，有効に活用されているか。
- 8 - 1 - 施設設備の運用に関する方針が明確に規定され，構成員に周知されているか。
- 8 - 2 - 図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され，有効に活用されているか。

## 基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1．教育の状況について点検・評価し，その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され，取組が行われており，機能していること。
- 9-2．教員，教育支援者及び教育補助者に対する研修など，その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

### 趣旨

教育等の目的を達成するためには，教育の質の向上や継続的改善が必要となります。そのためには，教育の状況について点検・評価し，その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備されており，実際のその取組が行われ，機能していることが求められます。仮に現状のままで十分に教育目的を達成することが予想される場合においても，外的環境の変化等への対応として，大学内外の関係者の意見を取り入れた評価を行うことが必要です。

また，この基準では，教材，学習指導法に係る研究開発が適切に行われているか，ファカルティ・ディベロップメント）が適切に行われているか，教育支援者及び教育補助者に対する研修など，その資質の向上を図るための取組が適切に行われているかなど，基準 1 に定めた大学の目的に沿って，不断に適切な教育活動の質の維持・向上を図る仕組みが整備され，適切に機能しているかを評価します。

## 基本的な観点

- 9 - 1 - すべての大学組織単位について、教育組織、入学者の受入、教育内容及び方法、教育の成果、学生支援、施設設備等の教育の状況について、代表性があるデータ )や根拠資料 )を基にした自己評価(現状や問題点の把握)がなされ、評価を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。
- 9 - 1 - 授業評価や満足度評価、学習環境評価等の学生の意見の聴取が行われており、学生による評価結果が教育の状況に関する自己評価に反映されるなど、学生が大学の自己評価に適切な形で関与しているか。
- 9 - 1 - 学生による授業評価や満足度評価などが、適切な評価項目のもとで適切に分析され、個々の教員へフィードバックされているか。
- 9 - 1 - 学外関係者の意見が、大学の自己評価に適切な形で反映されているか。
- 9 - 1 - 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しなど具体的かつ継続的な方策が講じられているか。
- 9 - 1 - 個々の教員は、評価結果に基づいて、授業内容、教材、教授技術などの継続的改善を行っているか。
  
- 9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。
- 9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結びついているか。
- 9 - 2 - 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修など、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

## 基準10 財務

---

10-1．大学の目的を達成するために，教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。

10-2．大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として，適切な財務計画が策定され，履行されていること。

10-3．大学の財務諸表（等）に係る監査等が適切に実施されていること。

### 趣旨

大学の活動は財務の裏付けがなければ成立しません。教育研究活動を組織として将来にわたって適切かつ安定的に提供するためには，安定した財務基盤が必要になります。学生からの授業料収入に基盤を置く場合には，安定した入学者数の確保が必要になります。また，予期できない外的要因の変化に対する危機管理として，適当な自己資本（資金・資産）を保有することなどが必要になります。

また，大学は各種財源から収入を得て，それを管理し，大学の目的に応じて配分しますが，その際には，明確な財務計画，配分の方針が設定され，履行されていなければなりません。また，財務諸表等，大学の財務状況が公表されるとともに，自己改善を目的とした評価とは別に，財務諸表等が適正であることを保証するための監査などが適切に実施されていることが必要となります。

## 基本的な観点

- 10 - 1 - 固定資産 )、流動資産 )等が適切な割合で構成された、十分な資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。
- 10 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行するための、経常的収入が確保されているか。
  
- 10 - 2 - 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な年次、中期の財務計画が策定され、関係者に明示されているか。
- 10 - 2 - 収支の状況が適切であり、過大な支出超過となっていないか。
- 10 - 2 - 大学の目的を達成するため、教育活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、学内において明示された方針に基づいて適切な資源配分がなされているか。
  
- 10 - 3 - 大学を設置する法人の財務諸表が適切な形で公表されているか。
- 10 - 3 - 財務諸表について、会計監査などが適正に行われているか。

## 基準11 管理運営

---

- 11-1. 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2. 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3. 教育研究水準の向上を図り、大学の目的を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

### 趣旨

大学が教育等の目的の達成に向けて組織として機能するためには、管理運営組織が教育研究等の活動を支援、促進させるために有機的に機能しなければなりません。各構成員の責務と権限が明確に規定され、滞りなく効果的な運営がなされる必要があります。また、大学内外の関係者のニーズを把握した上で、組織として効果的な意思決定がなされる必要があります。

また、大学は、学校教育法及び大学設置基準等において、自ら点検及び評価を行うことが定められています。基準9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」では、教育活動の改善システムを評価しますが、本基準においては、大学全体の活動及び活動の成果に関して自ら対象となる項目を設定し、自己評価を行い、継続的に改善を行うための体制が整備され、機能していること、そして自己評価の結果が公表されていることを評価します。

## 基本的な観点

- 11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。
- 11 - 1 - 大学の目的を達成するために効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。
- 11 - 1 - 学生，教員，事務職員等，その他学外関係者のニーズを把握し，適切な形で管理運営に反映されているか。
- 11 - 1 - 監事）が置かれている場合には，監事が適切な役割を果たしているか。
- 11 - 1 - 管理運営組織が十分に任務を果たすことができるよう，研修等，管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。
  
- 11 - 2 - 管理運営に関する方針が明確に定められ，その方針に基づき，学内の諸規程が整備されるとともに，管理運営に関わる委員や役員の選考，採用に関する規定や方針，及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。
- 11 - 2 - 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的，計画，活動状況に関するデータや情報が蓄積されているとともに，大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され，機能しているか。
  
- 11 - 3 - 教育等の取組の状況について，すべての大学組織単位について自己評価（現状や問題点の把握）がなされ，代表性があるデータや根拠が分析され，評価を適切に実施できる体制が整備されているか。
- 11 - 3 - 自己評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。
- 11 - 3 - 自己評価の結果などについて，外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され，実施されているか。
- 11 - 3 - 評価結果が，フィードバックされ，大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され，機能しているか。



## 選択的評価事項

大学評価・学位授与機構の行う認証評価は、主として大学が正規課程における教育活動及びそれを支援する活動を対象としています。しかし、これで大学のすべての活動を包含しているわけではありません。大学にとって研究活動は、教育活動とともに主要な活動の一つです。さらには、知的資産を有する大学は、社会の一員として、地域社会、産業界と連携・交流を図るなど、教育、研究の両面にわたって知的資産を社会に還元することが求められており、実際にそのような活動が広く行われています。

そこで、「評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること」「大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと」という評価の目的に鑑み、基準 11 までの正規課程における教育活動およびそれを支援する活動以外の各種の活動を評価するための枠組みとして、「正規課程以外の教育サービスの状況」と「研究目的の達成状況」の 2 つの基準を選択的基準として設定しました。この選択的基準は、大学が行う活動が大学の目的に照らして大学自らが重要とみなす場合に限り、大学の申請に基づき選択的基準として評価を行います。

なお、研究目的の達成状況については、研究の目的を達成するため必要な体制が整備されているとともに、十分な研究成果、社会的効果が上げられていることについて評価を行うこととしていますが、評価体制が整備されてから評価を実施する予定です。

また、選択的評価事項は、他の基準とは異なり、満たしているかどうかの評価ではなく、評価事項に関して各大学が有する目的の達成状況等について基準に照らして評価します。

基準 正規課程以外の教育サービスの状況

大学の目的に照らして、正規課程以外の教育サービスが適切に行われ、  
成果を上げていること

趣旨

大学は、現代社会において、社会の各分野で活躍できる優れた人材の養成をはじめ、社会の高度化・複雑化に伴う職業能力向上のニーズ、国民のゆとりや価値の多様化に伴う幅広い年齢層における生涯学習ニーズの高まり、地域貢献への要請などに対応し、体系的かつ継続的な学習の場として、より社会に開かれた大学となることが求められてきています。各大学は、実際に、これらのニーズや大学の置かれた状況を踏まえ、社会に対して様々な教育サービスを実施しています。

正規の課程に在籍する学生以外の者に対する教育活動及び学習機会の提供には、科目等履修生制度、聴講生制度、公開講座、資格関係の講座、各種の研修やセミナーの開設等の教育活動のほか、博物館等の公開、図書館開放のような学習機会の提供などが挙げられます。このほかにも各大学において様々な活動が行われていますが、どのような活動を評価対象とするかは、大学の設定した教育サービスの目的の内容に拠ります。

この基準では教育サービスの目的が達成されたかについて、目的と計画の周知、計画に基づく実際の活動内容、成果、さらに改善のためのシステムを観点として評価を行います。

## 基本的な観点

- 1 - 大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、科目等履修生の受け入れ、公開講座の実施、博物館や施設の公開などの計画が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。
- 1 - 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。
- 1 - 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度などから判断して、活動の成果が上がっているか。
- 1 - 改善のためのシステムがあり、機能しているか。

基準 研究目的の達成状況

---

(今後検討予定)

趣旨

## 基本的な観点



## 用語の解説

(本文中， )印の付されている用語の説明)

- 【大学評価基準】( 1 頁)
- 【機関別認証評価】( 1 頁)
- 【選択的評価事項】( 1 頁)
- 【趣旨】( 1 頁)
- 【基本的な観点】( 1 頁)
- 【教養教育】( 4 頁)
- 【各種センター】( 4 頁)
- 【教務委員会等】( 4 頁)
- 【学士課程】( 5 頁)
- 【学部，学科以外の基本的組織，  
研究科，専攻科以外の基本的組織】( 5 頁)
- 【大学院課程】( 5 頁)
- 【教授会等】( 5 頁)
- 【T A (ティーチング・アシスタント)】( 6 頁)
- 【専任教員】( 7 頁)
- 【専門職大学院課程】( 7 頁)
- 【教育研究指導教員】( 7 頁)
- 【実務経験教員】( 7 頁)
- 【アドミッション・ポリシー】( 8 頁)
- 【シラバス】( 1 1 頁)
- 【単位の実質化】( 1 1 頁)
- 【インターンシップ】( 1 1 頁)
- 【補充教育体制】( 1 1 頁)
- 【フィールド型授業】( 1 1 頁)
- 【教育方法の特例】( 1 2 頁)
- 【R A (リサーチ・アシスタント)】( 1 2 頁)
- 【課外活動】( 1 6 頁)
- 【ハラスメント】( 1 6 頁)
- 【オフィスアワー】( 1 7 頁)
- 【保健センター】( 1 7 頁)
- 【就職支援室】( 1 7 頁)
- 【生活支援等】( 1 7 頁)

【ファカルティ・ディベロップメント】( 2 0 頁)

【代表性があるデータ】( 2 1 頁)

【根拠資料】( 2 1 頁)

【財務諸表】( 2 2 頁)

【固定資産】( 2 3 頁)

【流動資産】( 2 3 頁)

【監事】( 2 5 頁)

【正規課程】( 2 7 頁)

以上の用語について解説を付ける予定です。

## 大学機関別認証評価実施大綱（案）の概要

### 評価の目的

次の3点を目的として実施する。

機構が定める大学評価基準に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。

評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。

大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

### 評価の基本的な方針

大学評価基準に基づき、各大学の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価とする。

全ての国・公・私立大学が利用しうるものであることや、評価の国際的動向等を勘案し、教育活動の状況を中心とした大学の総合的な状況の評価する。

各大学の個性や特色が十二分に発揮できるよう、教育研究活動等に関し、各大学が有する「目的」を踏まえた評価を行う

大学が行う自己評価の結果を分析し、その結果を踏まえて評価を行う

大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動に関し識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価とする。

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表する、透明性の高い開かれた評価とする。

### 評価の実施体制等

#### (1) 評価の実施体制

国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（仮称）の下に、具体的な評価を行うため、評価実施校の状況に応じた評価チームを編成する。

評価チームには、各大学の教育分野やその状況が多様であることなどを勘案し、評価実施校の学部等の状況に応じた各分野の専門家等を評価担当者として配置する。

#### (2) 評価担当者に対する研修

評価担当者が共通理解のもとで公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施する。

## 評価の実施方法等

### (1) 大学評価基準の内容

大学評価基準は、大学の教育活動等を多面的に評価するために、教育を中心とした複数の基準で構成されており、評価事項ごとに、機構として、各大学において満たすことが必要と考える内容が規定されている。

また、各基準を満たしているかどうかを判断するための基本的な観点を示している。

大学評価基準には、全ての大学を対象とする評価事項の他、大学の希望に応じて評価を実施する評価事項を設けている。具体的には、「正規課程以外の教育サービスの状況」及び「研究目的の達成状況」について、選択的評価事項としている。

選択的評価事項のうち、「研究目的の達成状況」についての評価は、機構における評価体制が整備された段階から実施することとする。

基準の多くが、内容をいくつかに分けて規定されている。また、各基準ごとに、その内容に即して教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けている。

なお、大学の目的に即して、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定することができる。

### (2) 評価プロセスの概要

#### 大学における自己評価

各大学における自己評価は、基準ごとに、その内容及び基本的な観点や大学独自に設定した観点到にしたがって、大学全体として、また、必要に応じて学部・研究科等ごとに、大学の教育活動等の状況を分析し、記述する。各大学には、原則として、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析、整理することが求められる。

また、各大学の優れた点、改善すべき点などを整理し、記述する。

#### 機構における評価

( ) 基準ごとに、自己評価を踏まえ、大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判定を行い、理由を明らかにする。なお、必要に応じて学部・研究科等ごとに分析、整理する。

なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらに即して基本的な観点が設定されているが、基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、「基本的な観点」の分析の状況及び大学が独自に設定した観点的分析の状況を総合して、各評価事項における基準全体を単位として行う。

( ) 基準を満たしているが改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨の指摘を行う。

( ) 大学全体として、全ての基準（選択的評価事項を除く。）を満たしている場合に、機関としての大学が当機構の大学評価基準を満たしていることを認め、その旨を公表する。また、一つでも満たしていない基準があれば、大学全体として大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表する。

なお、選択的評価事項においては、他の基準とは異なり、満たしているかどうかの評価ではなく、評価事項に関して各大学が有する目的の達成状況等について、基準に照らして評価する。

### (3) 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施する。

### (4) 意見の申立て

評価結果を確定する前に、評価結果を対象大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設ける。

## 評価のスケジュール（省略）

### 評価の結果と公表

評価の結果は、評価報告書により公表し、対象大学ごとに、対象大学及びその設置者に提供する。

### 情報公開（省略）

### 評価費用の徴収

評価にあたって、大学の規模及び分野に応じた評価手数料を設定し、徴収する。

### 評価の時期

- (1) 評価は、毎年度 1回実施する。
- (2) 評価を希望する大学は、評価を希望する前年の 9月末までに、機構に申請することが必要である。
- (3) 機構において次回の評価を受ける場合には、評価実施年度から5年目以降の年度から申請することとする。（大学評価基準を満たしていないと判断された大学については、この限りでない。）

### 追評価

大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続に従って、満たしていないと判断された評価事項に限定して追評価を受けることができる。

この評価において当該評価事項に係る基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、大学全体として大学評価基準を満たしているものと認め、その旨公表する。

### 変更の届け出

評価基準を満たした大学が教育課程又は教員組織について大きな変更を行った場合には、別に定めるところに従い、当該変更について機構に届け出るものとする。

### 大学評価基準（機関別認証評価）（案）の概要

大学評価基準は、大学の活動の全般にわたる以下の11の基準で構成されている。このほか、大学の希望に応じて評価を実施する2つの選択的評価事項を設けている。

また、基準を設定した意義・背景等を説明するものとして「趣旨」を設けている。

さらに、基準を満たしているかどうかを判断するための観点として、各基準ごとに「基本的な観点」を設けている。基準を満たしているか否かの判断は、「基本的な観点」の分析の状況、及び、それに加えて、大学がその目的に照らして独自に設定する必要があると考える観点があれば、その観点の分析の状況を総合して行う。

#### 基準 1 大学の目的

- 1 - 1 . 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1 - 2 . 目的が，大学の構成員に周知されているとともに，社会に公表されていること。

#### 基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2 - 1 . 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科，研究科及びその専攻，その他の組織並びに教養教育の実施体制）が，大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2 - 2 . 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され，機能していること。

#### 基準 3 教員及び教育支援者

- 3 - 1 . 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3 - 2 . 教員の採用及び昇格等に当たって，適切な基準が定められ，それに従い適切な運用がなされていること。
- 3 - 3 . 教員の教育活動を評価し，改善するための体制が整備され，機能していること。
- 3 - 4 . 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3 - 5 . 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

#### 基準 4 学生の受入

- 4 - 1 . 教育の目的に沿って，求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ，公表されていること。
- 4 - 2 . アドミッション・ポリシーに沿って適切な入学者選抜が実施され，機能していること。
- 4 - 3 . 実入学者数が，入学定員と比較して適正な数となっていること。

## 基準5 教育内容及び方法

### ( 学士課程 )

- 5 - 1 . 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準，授与される学位名において適切であること。
- 5 - 2 . 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 3 . 成績評価，単位認定，修了認定が適切であり，有効なものとなっていること。

### ( 大学院課程 )

- 5 - 4 . 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準，授与される学位名において適切であること。
- 5 - 5 . 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 6 . 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5 - 7 . 成績評価，単位認定，修了認定が適切であり，有効なものとなっていること。

### ( 専門職大学院課程 )

- 5 - 8 . 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準，授与される学位名において適切であること。
- 5 - 9 . 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5 - 10 . 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 11 . 成績評価，単位認定，修了認定が適切であり，有効なものとなっていること。

## 基準6 教育の成果

- 6 - 1 . 教育の目的において意図している，学生に身につけさせる学力，資質 ・ 能力や養成する人材像などに照らして，教育の成果や効果が上がっていること。

## 基準7 学生支援等

- 7 - 1 . 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また，学生相談 ・ 助言体制等の学習支援体制が整備され，機能していること。
- 7 - 2 . 学生の自主的学習を支援する環境が整備され，機能していること。また，学生の課外活動に対する支援体制などが整備され，機能していること。
- 7 - 3 . 学生の生活や就職などに関する相談 ・ 助言，支援体制が整備され，機能していること。
- 7 - 4 . 学生の経済面での就学困難を解消するための援助体制が整備され，機能していること。

## 基準 8 施設・設備

- 8 - 1 . 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設，設備が整備され，有効に活用されていること。
- 8 - 2 . 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて，図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

## 基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9 - 1 . 教育の状況について点検・評価し，その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され，取組が行われており，機能していること。
- 9 - 2 . 教員，教育支援者及び教育補助者に対する研修など，その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

## 基準 10 財務

- 10 - 1 . 大学の目的を達成するために，教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10 - 2 . 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として，適切な財務計画が策定され，履行されていること。
- 10 - 3 . 大学の財務諸表等に係る監査等が適切に実施されていること。

## 基準 11 管理運営

- 11 - 1 . 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され，機能していること。
- 11 - 2 . 管理運営に関する方針が明確に定められ，それらに基づく規定が整備され，各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11 - 3 . 教育研究水準の向上を図り，大学の目的を達成するため，教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ，その結果が公表されていること。

( 選択的評価事項 )

### 基準 正規課程以外の教育サービスの状況

大学の目的に照らして，正規課程以外の教育サービスが適切に行われ，成果を上げていること

### 基準 研究目的の達成状況 ( 今後検討予定 )

## 大学評価準備委員会委員名簿

相澤益男	東京工業大学長
有本章	広島大学高等教育研究開発センター長
池端雪浦	東京外国語大学長
石弘光	一橋大学長
内永ゆか子	日本アイ・ビー・エム（株）常務執行役員
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
川口昭彦	大学評価・学位授与機構評価研究部長
小出忠孝	愛知学院大学長
河野伊一郎	岡山大学長
後藤祥子	日本女子大学長
佐藤美穂	都立九段高等学校長
鈴木昭憲	秋田県立大学長
舘昭	大学評価・学位授与機構教授
丹保憲仁	放送大学長
鳥居泰彦	慶應義塾学事顧問， 日本私立学校振興・共済事業団理事長
樽崎憲二	読売新聞東京本社社会部長
ハス ユーゲン・マルクス	南山大学長
前原澄子	三重県立看護大学長
森正夫	愛知県立大学長
山内一郎	学校法人関西学院理事長
山野井昭雄	味の素（株）技術特別顧問
吉本高志	東北大学総長

は委員長， は副委員長

## 大学評価準備委員会ワーキンググループ委員名簿

相澤益男	東京工業大学長
有本章	広島大学高等教育研究開発センター長
磯部力	東京都立大学教授
上野ひろ美	奈良教育大学副学長
馬越徹	桜美林大学教授
岡澤憲芙	早稲田大学教授
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
川口昭彦	大学評価・学位授与機構評価研究部長
佐野清克	日本私立学校振興・共済事業団私学経営相談センター長
清水雅彦	慶應義塾常任理事
鈴木賢次郎	東京大学教授
舘昭	大学評価・学位授与機構教授
中島尚正	放送大学教授
橋本勝	岡山大学教授

は主査